

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和7年2月26日（令和7年（行情）諮詢第270号ないし同第274号）

答申日：令和7年12月19日（令和7年度（行情）答申第721号ないし同第725号）

事件名：陸幕総第351号及び当該文書の関連事項をつづっている行政文書ファイル等につづられた他の文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で残りの部分とされた文書の一部開示決定に関する件

陸幕総第351号及び当該文書の関連事項をつづっている行政文書ファイル等につづられた他の文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

陸幕総第351号及び当該文書の関連事項をつづっている行政文書ファイル等につづられた他の文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

陸幕総第351号及び当該文書の関連事項をつづっている行政文書ファイル等につづられた他の文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書5」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる73文書（以下、順に「文書1」ないし「文書73」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を開示した各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年12月13日付け防官文第25236号、令和6年2月16日付け同第2945号、同年4月25日付け同第10201号、同年7月5日付け同第15867号、同年9月17日付け同第21292号及び同年12月13日付け同第28403号ないし同第28407号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分10」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

### (1) 審査請求書 1 (原処分 1 について)

ア ないしカ (略)

### (2) 審査請求書 2 (原処分 2 について)

ア ないしエ (略)

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ ないしケ (略)

### (3) 審査請求書 3 (原処分 3 について)

ア ないしエ (略)

オ 上記 (2) オに同じ。

カ ないしケ (略)

### (4) 審査請求書 4 (原処分 4 について)

ア ないしカ (略)

### (5) 審査請求書 5 (原処分 5 について)

ア 上記 (2) オに同じ。

イ ないしオ (略)

### (6) 審査請求書 6 ないし 10 (原処分 6 ないし原処分 10 について)

ア ないしエ (略)

オ 上記 (2) オに同じ。

カ 及びキ (略)

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ (略)

### (7) 意見書 (添付資料は省略)

諮問第 271 号 (原処分 2 及び原処分 7)

ア 意見 1 : 不開示箇所の特定に誤りがある。

諮問序の理由説明書には以下の通り不開示箇所の特定に誤りがある。

- ・ 連番 15 (文書 14 を指す。)

「1枚目の一部」としているが、2枚目以降も不開示がある。

- ・ 連番 16 (文書 15 を指す。)

「1枚目から4枚目までのそれぞれ一部」としているが、5～6枚目にも不開示がある。

- ・ 連番 17（文書 16 を指す。）  
「5枚目の全て」「4枚目の一部」とあるが、本件対象文書は3枚しかない。
- ・ 連番 18（文書 17 を指す。）  
「1枚目から3枚目までのそれぞれ一部」とあるが、本件対象文書は2枚しかない。

イ 意見 2：「視察部隊等名」の開示は可能である。

本件対象文書では「視察部隊名」の欄がいずれも不開示とされているが、請求受付番号：2024.4.23一本本B180で開示された連番 26（※）では以下の通り開示されているので、開示可能である。（以下、略）

※ 上記の開示請求受付番号による開示請求において開示された文書

### 第3 質問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

##### （1）原処分 1 及び原処分 6 について

本件開示請求は、本件請求文書 1 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書 1 ないし文書 5 6 を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 5 年 12 月 13 日付け防官文第 25236 号により、本件対象文書のうち、文書 1 のかがみについて、法 9 条 1 項に基づく開示決定処分（原処分 1）を行った後、令和 6 年 12 月 13 日付け防官文第 28403 号により、本件対象文書のうち、文書 1 ないし文書 5 6（文書 1 のかがみを除く。）について、法 5 条 1 号、2 号イ及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 6）を行った。

本件開示請求は、原処分 1 及び原処分 6 に対して提起されたものであり、本件質問に当たっては、それらを併合し質問する。

なお、原処分 1 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから、情報公開・個人情報保護審査会への質問を行うまでに約 1 年 1 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、質問を行うまでに長期間を要したものである。

##### （2）原処分 2 及び原処分 7 について

本件開示請求は、本件請求文書 2 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書 1 ないし文書 5 6（文書 1 のかがみを除く。）を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特

例を適用し、まず、令和6年2月16日付け防官文第2945号により、本件対象文書のうち、文書1の2枚目について、法5条6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った後、同年12月13日付け防官文第28404号により、本件対象文書のうち、文書1ないし文書56（文書1のかがみ及び2枚目を除く。）について、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分7）を行った。

本件開示請求は、原処分2及び原処分7に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

#### (3) 原処分3及び原処分8について

本件開示請求は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1ないし文書64（文書1のかがみ及び2枚目を除く。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年4月25日付け防官文第10201号により、本件対象文書のうち、文書1の3枚目について、法5条6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った後、同年12月13日付け防官文第28405号により、本件対象文書のうち、文書1ないし文書64（文書1のかがみ、2枚目及び3枚目を除く。）について、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分7）を行った。

本件開示請求は、原処分3及び原処分8に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

#### (4) 原処分4及び原処分9について

本件開示請求は、本件請求文書4の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1ないし文書67を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年7月5日付け防官文第15867号により、本件対象文書のうち、文書1の4枚目について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分4）を行った後、令和6年12月13日付け防官文第28406号により、本件対象文書のうち、文書1ないし文書67（文書1のかがみ及び2枚目ないし4枚目を除く。）について、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分9）を行った。

本件開示請求は、原処分4及び原処分9に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

#### (5) 原処分5及び原処分10について

本件開示請求は、本件請求文書5の開示を求めるものであり、これに

該当する行政文書として、文書2ないし文書73を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年9月7日付け防官文第21292号により、本件対象文書のうち、文書2の1枚目について、法5条6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分5）を行った後、同年12月13日付け防官文第28407号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書73（文書2の1枚目を除く。）について、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分10）を行った。

本件開示請求は、原処分5及び原処分10に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

## 2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

## 3 審査請求人の主張について

### （1）原処分1及び原処分6について

ア ないしカ （略）

キ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分6においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、別表のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ク （略）

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

コ （略）

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分6を維持することが妥当である。

### （2）原処分2及び原処分7について

ア ないしウ （略）

エ 上記（1）キと同じ（ただし、「原処分6」とあるのは、「原処分2及び原処分7」と読み替える。）。

オ ないしク （略）

ケ 上記（1）ケと同じ。

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分2及び原処分7を維持することが妥当である。

(3) 原処分3及び原処分8について

ア ないしウ (略)

エ 上記(1)キと同じ(ただし、「原処分6」とあるのは、「原処分3及び原処分8」と読み替える。)。

オ ないしク (略)

ケ 上記(1)ケと同じ。

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分3及び原処分8を維持することが妥当である。

(4) 原処分4及び原処分9について

ア ないしオ (略)

エ 上記(1)キと同じ(ただし、「原処分6」とあるのは、「原処分4及び原処分9」と読み替える。)。

キ 及びク (略)

ケ 上記(1)ケと同じ。

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分4及び原処分9を維持することが妥当である。

(5) 原処分5及び原処分10について

ア 上記(1)キと同じ(ただし、「原処分6」とあるのは、「原処分5及び原処分10」に読み替える。)。

イ ないしケ (略)

コ 上記(1)ケと同じ。

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分5及び原処分10を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和7年2月26日 諒問の受理(令和7年(行情) 諒問第270号ないし同第274号)
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受(同上)
- ③ 同年3月19日 審議(同上)
- ④ 同年4月7日 審査請求人から意見書及び資料を收受(令和7年(行情) 諒問第271号)
- ⑤ 同年11月26日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議(令和7年(行情) 諒問第270号ないし同第274号)
- ⑥ 同年12月15日 令和7年(行情) 諒問第270号ないし同第274号の併合及び審議

#### 第5 審査会の判断の理由

## 1 本件開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮詢庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、令和7年（行情）諮詢第270号及び同第273号において、諮詢庁は原処分1及び原処分4に係る各審査請求についても併せて諮詢しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はない。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮詢庁に確認させたところ、次のとおりであった。

### ア 本件請求文書1に係る文書の特定（諮詢第270号）

本件請求文書1に係る開示請求書の「陸幕総第351号、及び当該文書の関連事項を綴っている行政文書ファイル等に綴られている他の文書の全て。【裏面を御参照下さい】」との記載及び添付文書から、同文書に記載のある令和5年3月16日付け陸幕総第351号の通達（以下「本件通達」という。）及び当該文書がつづられている行政文書ファイルにつづられているその他の文書の全てを求めているものと解し、文書1ないし文書56を特定した。

### イ 本件請求文書2に係る文書の特定（諮詢第271号）

本件請求文書2に係る開示請求書の「防官文第25236号（2023.10.17—本本B1496）で残りの部分」との記載から、本件請求文書1の開示請求に係る先行決定（原処分1）で残りの部分とされた文書の開示を求めるものと解し、文書1ないし文書56（文書1のかがみを除く。）を特定した。

### ウ 本件請求文書3に係る文書の特定（諮詢第272号）

本件請求文書3に係る開示請求書の「防官文第2945号（2023.12.19—本本B1978）で残りの部分」及び「2023.12.19—本本B1978で特定された以降に綴られた文書」との記載から、本件請求文書2に係る先行決定（原処分2）で残りの部分とされた文書及び本件請求文書2の開示請求受付日の翌日である令和5年12月20日から本件請求文書3の開示請求受付日である令和6年2月26日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、文書1ないし文書64（文書1のかがみ及び2枚目を除

く。) を特定した。

エ 本件請求文書4に係る文書の特定(諮問第273号)

本件請求文書4に係る開示請求書の「防官文第10201号(2024.2.26一本本B2385)で残りの部分とされた全て」及び「2024.2.26一本本B2385で特定された以降に綴られた文書」との記載から、本件請求文書3に係る先行決定(原処分3)で残りの部分とされた文書及び本件請求文書3の開示請求受付日の翌日である令和6年2月27日から本件請求文書4の開示請求受付日である令和6年5月7日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、文書1ないし文書67(文書1のかがみ、2枚目及び3枚目を除く。)を特定した。

オ 本件請求文書5に係る文書の特定(諮問第274号)

本件請求文書5に係る開示請求書の「防官文第15867号(2024.5.7一本本B276)で残りの部分とされた全て」及び「2024.5.7一本本B276で特定された以降に綴られた文書の全て(ただし陸幕総第351号は除く)」との記載から本件請求文書4に係る先行決定(原処分4)で残りの部分とされた文書(文書1を除く)及び本件請求文書3の開示請求受付日の翌日である令和6年5月8日から本件請求文書4の開示請求受付日である令和6年7月16日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、文書2ないし文書73を特定した。

カ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件対象文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記(1)アないしオの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記(1)カの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないでの、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 別表の番号1及び2の不開示部分について

ア 標記不開示部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 本件通達は、石垣駐屯地で実施する視察等に関する統制事項及び申請要領について定めたものである。

同駐屯地における視察等を実施するに当たっては、視察等を希望する外部関係団体等からの申請について、本件通達で定めた基準に基づき、必要性及び公平性の観点から総合的に実施の可否を判断しており、標記不開示部分には、いずれも当該基準に係る情報、あるいはこれを推察させる情報が具体的に記載されている。

(イ) 当該不開示部分を公にした場合、同駐屯地における視察等を希望する外部団体等から、不当な干渉等を呼び起こすなどして、同駐屯地における視察等の実施に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示とした。

イ これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、視察を希望する外部団体等から不当な干渉等を呼び起こすなどして、同駐屯地における視察等の実施に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記ア（イ）の諮問庁の説明は、否定することはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号については判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### （2）別表の番号3及び4の不開示部分について

標記不開示部分には、防衛省及び関係省庁のメールアドレスが記載されていることが認められる。

当該不開示部分は一般に公開されていない情報であり、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条1号及び2号イについては判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### （3）別表の番号5ないし7の不開示部分について

ア 標記不開示部分には、内閣官房内閣人事局が国家公務員を対象に実施したアンケート（以下「職員アンケート」という。）回答用のパスワード等が記載されていることが認められる。

イ 当該不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があつた。

当該パスワード等は、職員アンケートの対象者のみに通知しており、これを公にすることにより、今後同様のアンケートを実施する際に、不正にアクセスが行われるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、今後同様のアン

ケートを実施する際に、不正にアクセスが行われるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記イの説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号及び2号イについては判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### (4) 別表の番号8の不開示部分について

標記不開示部分には、特定法人の担当者個人の名前が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書いなしハに該当する事情も認められない。さらに、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号柱書きについては判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### (5) 別表の番号9の不開示部分について

標記不開示部分は、特定法人のメールアドレスであることが認められる。

当該不開示部分は、一般に公にされておらず、これが公にされると、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められるので、法5条2号イに該当し、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### (6) 別表の番号10の不開示部分について

ア 標記不開示部分は、防衛省・自衛隊において実施した研修（以下「本件研修」という。）の外部講師の氏名であることが認められる。

イ 当該不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

本件研修委託先は本件研修について公にしておらず、当該外部講師（個人事業主）の氏名を公にした場合、防衛省・自衛隊から研修の委託を受けている事実が明らかとなり、これを理由に防衛省・自衛隊に対して良くない印象を持つ一部の人々から、業務の依頼を受ける機会を逸するなど、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため不開示とした。

ウ これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、当該個人事業主の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるとする上記イの説明は否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、公にすることにより、当該個人

事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が含まれており、同情報は、法5条2号イに該当するから不開示としたことは妥当である。

(7) 別表の番号11の不開示部分について

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊が実施する施策に関する関係地方公共団体等との調整に関する情報が記載されていると認められる。当該不開示部分を公にした場合、防衛省・自衛隊と関係地方公共団体等との調整に悪影響が生じ、当該施策等の実施に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

したがって、法5条6号柱書きに該当し不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

## 別紙

### 1 本件請求文書

- (1) 陸幕総第351号、及び当該文書の関連事項を綴っている行政文書ファイル等に綴られている他の文書の全て。【裏面を御参照下さい】
- (2) 防官文第25236号（2023.10.17—本本B1496）で残りの部分とされた全て。
- (3) 陸幕総第351号、及び当該文書の関連事項を綴っている行政文書ファイル等に綴られている他の文書の全てのうち防官文第2945号（2023.12.19—本本B1978）で残りの部分とされた全て、及び2023.12.19—本本B1978で特定された以降に綴られた文書の全て。
- (4) 陸幕総第351号、及び当該文書の関連事項を綴っている行政文書ファイル等に綴られている他の文書の全てのうち防官文第10201号（2024.2.26—本本B2385）で残りの部分とされた全て、及び2024.2.26—本本B2385で特定された以降に綴られた文書の全て。
- (5) 陸幕総第351号、及び当該文書の関連事項を綴っている行政文書ファイル等に綴られている他の文書の全てのうち防官文第15867号（2024.5.7—本本B276）で残りの部分とされた全て、及び2024.5.7—本本B276で特定された以降に綴られた文書の全て（ただし陸幕総第351号は除く）。

### 2 本件対象文書

- (1) 上記1(1)の開示の対象として特定された文書

文書1 石垣駐屯地の視察等に関する統制事項等について（通達）（陸幕総第351号。令和5年3月16日）

文書2 石垣駐屯地における視察等の統制に係る部隊要望の概要及び対応の方向性について【呈覽仰指】

文書3 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）一覧表①

文書4 石垣駐屯地視察等について（申請）（＊＊＊第103号。令和5年4月26日）

文書5 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）一覧表②

文書6 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）一覧表③

文書7 R E : 【ご確認依頼】＊＊＊からの依頼について（石垣駐屯地訪問）

文書8 石垣駐屯地視察に伴う申請について

文書9 F W : 石垣駐屯地視察等申請について

文書10 R E : ＊＊＊による石垣駐屯地部隊研修等のお願いについて

- 文書 1 1 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）一覧表④
- 文書 1 2 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）一覧表⑤
- 文書 1 3 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）一覧表⑥
- 文書 1 4 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書①
- 文書 1 5 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書②
- 文書 1 6 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書③
- 文書 1 7 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書④
- 文書 1 8 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑤
- 文書 1 9 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑥
- 文書 2 0 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑦
- 文書 2 1 大臣官房審議官等の総括整理事項等について（通知）（防官秘第6445号。令和4年4月1日）
- 文書 2 2 防衛産業政策統括調整官の補佐に関することを担当する大臣官房参事官の補佐体制等について（通知）（防官秘第6446号。令和4年4月1日）
- 文書 2 3 財産区の名称変更について（通知）（防官文第7475号。令和4年4月15日）
- 文書 2 4 市の境界変更について（通知）（防官文第7496号。令和4年4月15日）
- 文書 2 5 令和4年度「心の輪を広げる障害者理解促進事業」の実施について（通知）（防官文第8000号。令和4年4月22日）
- 文書 2 6 令和4年度「愛の血液助け合い運動」について（通知）（防官文第9048号。令和4年5月10日）
- 文書 2 7 令和4年春季全国火災予防運動に対する協力について（通知）（防官文第2444号。令和4年2月18日）
- 文書 2 8 令和4年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について（通知）（防人衛第9129号。令和4年5月11日）
- 文書 2 9 国家公務員等における風しんの抗体検査の徹底について（通知）（防人衛第9140号。令和4年5月11日）
- 文書 3 0 令和4年度防衛省薬物乱用防止月間における啓発活動等について（通知）（幕通人教第66号。令和4年5月26日）
- 文書 3 1 A棟前広場におけるドローンの飛行について（連絡）（業連映写中第3号。令和4年6月1日）
- 文書 3 2 風しんの抗体検査の徹底等について（通知）（防人衛第10608号。令和4年6月1日）
- 文書 3 3 令和4年度性病検診の実施及び名簿提出について（通知）（業連中業支衛第24号。令和4年6月8日）

- 文書34 市町の境界変更について（通知）（防官文第11075号。令和4年6月8日）
- 文書35 沖縄基地負担軽減推進グループに置かれる事務局長及び事務局員の指名について（通知）（防地総（事）第181号。令和4年5月26日）
- 文書36 風しん予防対策の周知及び受検状況等の調査について（依頼）（業連衛第111号。令和4年6月14日）
- 文書37 電気に起因する火災事故の予防について（通知）（幕通施第22号。令和4年6月17日）
- 文書38 「指標運動方式に関する基本的考え方」について（通知）（防整施第11884号。令和4年6月20日）
- 文書39 防衛省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画について（通知）（陸幕施第142号。令和4年7月1日）
- 文書40 令和4年度前期特別健康診断の実施について（通知）（業連中業支衛第32号。令和4年7月11日）
- 文書41 防衛省・自衛隊におけるSDGsに資する取組調査について（通達）（総臨第19号）（陸幕総第1049号。令和4年8月3日）
- 文書42 中央業務支援隊の初度視察について（通達）（陸幕総第1288号。令和4年9月14日）
- 文書43 故安倍晋三国葬儀の当日における弔意表明について（通達）（陸幕総第1315号。令和4年9月21日）
- 文書44 令和4年度（第76回）共同募金運動に対する協力依頼について（通知）（防官文第19343号。令和4年10月14日）
- 文書45 令和4年度「女性に対する暴力をなくす運動」の実施について（通達）（陸幕人教第852号。令和4年11月10日）
- 文書46 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインについて（通知）（事務連絡。令和4年11月18日）
- 文書47 令和4年度第2回市ヶ谷駐屯地レクリエーション（玉入れ大会）実施に関する市ヶ谷駐屯地日日命令（市ヶ谷駐日命第18号。令和5年12月1日）①
- 文書48 令和4年度第2回市ヶ谷駐屯地レクリエーション（玉入れ大会）実施に関する市ヶ谷駐屯地日日命令（市ヶ谷駐日命第18号。令和5年12月1日）②

文書49 令和4年度「国家公務員の働き方改革と女性活躍推進に関する実態等を把握するための職員アンケート」の実施について（依頼）（幕通人教第205号。令和4年12月1日）

文書50 日本放送協会と営舎内に居住する隊員の放送受信契約の取扱いについて（通知）（陸幕人教第1094号。令和4年12月19日）

文書51 陸上幕僚長年頭訓示の実施について（通知）（業連総第1号。令和5年1月10日）

文書52 令和4年度自衛隊員等倫理月間について（通達）（人教定第422号）（陸幕人教第1号。令和5年1月10日）

文書53 令和5年緑の募金運動の実施について（通知）（防官文第1343号。令和5年1月27日）

文書54 令和5年2月出版物等補給計画について（通知）（中業支第51号。令和5年1月27日）

文書55 外国出張（統一地方選挙に伴う特定海外派遣組織に対する不在者投票）に係る人事発令について（依頼）（幕通総第371号。令和5年3月24日）

文書56 令和5年度地方協力確保事務基本計画について（回答）（陸幕総第426号。令和5年3月29日）

(2) 上記1(2)の開示の対象として特定された文書

文書1ないし文書56（文書1のかがみを除く。）

(3) 上記1(3)の開示の対象として特定された文書

文書1ないし文書56（文書1のかがみ及び2枚目を除く。）

文書57 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑧

文書58 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑨

文書59 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑩

文書60 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑪

文書61 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑫

文書62 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑬

文書63 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑭

文書64 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑮

(4) 上記1(4)の開示の対象として特定された文書

文書1ないし文書64（文書1のかがみ、2枚目及び3枚目を除く。）

文書65 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑯

文書66 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑰

文書67 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑱

(5) 上記1(5)の開示の対象として特定された文書

文書2ないし文書67

- 文書 6 8 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑯
- 文書 6 9 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑰
- 文書 7 0 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑱
- 文書 7 1 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑲
- 文書 7 2 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書⑳
- 文書 7 3 石垣駐屯地視察等申請（審査結果通知）書㉑

別表

番号	本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	2枚目、3枚目及び 7枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 2	1枚目の一部	
	文書 3	1枚目及び2枚目の それぞれ一部	
	文書 4	件名及び1枚目ない し3枚目のそれぞ れ一部	
	文書 5	1枚目及び2枚目の それぞれ一部	
	文書 6	2枚目ないし4枚目 のそれぞれ一部	
	文書 7	件名並びに1枚目な いし7枚目、9枚目 及び10枚目のそれ ぞれ一部	
	文書 8	1枚目ないし18枚 目のそれぞれ一部	
	文書 9	1枚目ないし3枚目 のそれぞれ一部	
	文書 10	件名並びに1枚目な いし4枚目及び6枚 目ないし9枚目のそ れぞれ一部	
	文書 11	1枚目及び2枚目の それぞれ一部	
	文書 12	1枚目及び2枚目の それぞれ一部	
	文書 13	1枚目及び2枚目の それぞれ一部	
	文書 15	1枚目ないし4枚目 のそれぞれ一部	
	文書 16	1枚目ないし3枚目 及び6枚目のそれぞ れ一部	

	れ一部	
文書 1 6	5枚目の全て	
文書 1 7	1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部	
文書 1 8	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
文書 1 9	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
文書 2 0	1枚目ないし4枚目のそれぞれ一部	
文書 5 7	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
文書 5 8	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
文書 5 9	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
文書 6 0	1枚目及び3枚目のそれぞれ一部	
文書 6 1	1枚目ないし6枚目のそれぞれ一部	
文書 6 2	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
文書 6 3	1枚目及び3枚目のそれぞれ一部	
文書 6 4	1枚目ないし5枚目のそれぞれ一部	
文書 6 5	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
文書 6 6	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
文書 6 7	1枚目の一部	
文書 6 8	1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部	
文書 7 0	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
文書 7 1	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	

	文書 7 2	1 枚目及び 2 枚目の それぞれ一部	
	文書 7 3	1 枚目ないし 3 枚目 のそれぞれ一部	
2	文書 7	1 2 枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 1 4	1 枚目の一部	
	文書 1 6	4 枚目の一部	
	文書 6 9	1 枚目の一部	
3	文書 2 5	2 枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 2 6	2 枚目の一部	
	文書 3 0	4 0 枚目の一部	
	文書 3 3	3 枚目の一部	
	文書 3 6	4 枚目の一部	
	文書 4 0	3 枚目の一部	
	文書 4 1	1 枚目の一部	
4	文書 4 9	6 枚目及び 10 枚目 のそれぞれ下から 1 番目の不開示部分	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、法人に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、さらに国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす

			おそれがあることから、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
5	文書49	5枚目の一部	法人に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
6	文書49	10枚目の上から1番目及び2番目の不開示部分	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、法人に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、さらに国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
7	文書49	9枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。

8	文書49	6枚目の上から1番目及び10枚目の上から3番目の不開示部分	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、法人に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、さらに国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
9	文書49	6枚目の上から2番目及び10枚目の上から4番目の不開示部分	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、法人に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、さらに国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
10	文書52	8枚目の一部	事業を営む個人に関する情報であり、これを公にすることにより、当該個人の権利、競争上の

			地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するため不開示とした。
11	文書56	25枚目、29枚目、31枚目及び38枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。

※ 当審査会事務局において整理した。